



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

・長崎県知事管理漁獲可能量の変更

所管課(室)名

漁業振興課

## 告 示

### 長崎県告示第134号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和4年長崎県告示第432号）の一部を次のとおり変更し、令和5年2月28日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年7月1日から令和5年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>23,900トン</u>	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年7月1日から令和5年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>20,900トン</u>
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和4年7月1日から令和5年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>22,500トン</u> 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 <u>現行水準</u>	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和4年7月1日から令和5年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>20,500トン</u> 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 <u>現行水準</u>

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一一  
直通(八九五)二二二四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所